

社会福祉法人豊井会役員報酬規程

社会福祉法人豊井会役員報酬について定める。

- 1 理事会、評議員会に出席した場合、
監事監査、社会福祉施設指導監査時立会いに出席した場合、
入札時等の立会いに出席した場合、
出席した役員に1回につき交通費として金 3,000 円を支給する。

以上

この規程は平成 13 年 10 月 1 日より施行する。